

## 広島県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第五百二十八号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 施行者の名称

東広島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十五年一月二十二日から平成三十六年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十七年広島県告示第五百二十八号の事業地に東広島市八本松宗吉、八本松飯田、八本松西五丁目、八本松西六丁目、八本松西七丁目、西条昭和町、西条町寺家産業団地、福本、黒瀬町南方、乃美尾を追加し、同告示の事業地のうち、東広島市鏡山三丁目、八本松飯田二丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、八本松西一丁目、八本松西四丁目、八本松南三丁目、西条町御藪宇、下見、田口、下三永、寺家、西条東、高屋町杵原、八本松町米満、黒瀬町丸山地内において事業地を変更する。